## ○財務省告示第三百六十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年十月二十九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十一月八日

財務大臣　城島　正光

一　名称及び記号　国庫短期証券（第三百二十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとの応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千六百九十三億四千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で二千七百二億九千万円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五兆二千六百七十九億九百五十二万八千二百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　二千七百二億九千百四十七万六千二百六十円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十四年十月二十九日

十一　発行価格

イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭二厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭二厘四毛

十二　償還期限　平成二十五年二月四日

ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十四年十月二十九日

# 公　告

## 諸　事　項

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２４年（フ）第４２９号**

静岡県浜松市中区高丘西１丁目19番19号
債務者　有限会社高丘フード
代表者取締役　野島　義則
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　一統
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後２時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第５１４８号**

大阪府箕面市白島１丁目７番25号
債務者　株式会社中村工務店
代表者代表取締役　中村美智夫
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薄木英二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４７５号**

兵庫県姫路市広畑区吾妻町１丁目31番地
債務者　株式会社のぼり食品
代表者代表取締役　谷重　宣和
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月17日午後１時30分

神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第１０８３号**

堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁７番９号
債務者　有限会社イワオ電気
代表者代表取締役　井上　巖雄
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月21日午後２時30分

大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第３９９号**

奈良県桜井市大字芝272番地
債務者　株式会社桜井青果桜井地方卸売市場
代表者代表取締役　西岡　延和
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足田　展大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午前10時

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第４３５号**

沖縄県豊見城市字豊見城599番地
債務者　株式会社平技建
代表者代表取締役　平良　みよ
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　昌則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月23日午前11時

那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第１８８５号**

名古屋市東区泉３丁目17番10号
債務者　日本エネックス株式会社
代表者代表取締役　上地　真吾
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　舩野　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月24日午後２時

名古屋地方裁判所民事第２部